

公共事業再評価調査

主管課：農地農村整備課

1 事業概要	事業名：谷川地区 ため池等整備事業(交付金事業)							
	事業種別：土地改良事業				事業主体：沖縄県		当初事業期間 H23～R2	
	事業箇所：伊平屋村		根拠法令：土地改良法			事業期間 H23～R4		
	総事業費(百万円)：910		費用内訳：補助 80/100		事業量：堤体工 一式、洪水吐 一式、緊急放流施設 一式、水路工 一式、崩壊対策 一式、管理用道路 一式			
(整備目的)	谷川ため池は築造されてから、約50年が経過して施設の老朽化が進んでいます。特に、洪水吐は、排水能力の不足に加えてコンクリート部の劣化など、洪水時には損傷や倒壊を引き起こす危険な状態となっていることから当該事業で堤体や洪水吐工等の改修を行うことで農地・農業用施設や公共施設等を保全し、もって農業経営の安定を図る。							
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他							
3 再評価に至った 主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他(ため池堤体からの浸透水に係る詳細調査及び対策工の検討による事業工期の延長) 令和2年度にため池機能の評価のため調査業務を行ったところ、現時点で堤体の安全性について問題はないが、堤体法尻部においてダム湖由来の浸透水が確認された。このことから、浸透経路の詳細調査を行い、長期的な安全性を確認するため、事業工期の延長が必要となった。							
4 事業の進捗 状況 (R2.3月時点)	項目	事業費(百万円)	堤体工(式)	洪水吐工(m)	緊急放流施設(式)	崩壊対策工(m)	水路工(m)	管理用道路工(m)
	計 画	910	396	120	56	19	49	117
	実 施 済	850	371	120	56	19	49	117
	率	93.4%	93.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5 事業効果の 評価指標 (評価期間:52年) (基準年:R3) (単位:百万円)	①災害防止効果(農業関係資産)		26		①事業費		1,108	
	②災害防止効果(公共資産)		13		②その他費用(関連事業費等)		154	
	③維持管理費節減効果		1		③総費用(①+②)		1,262	
	⑦年総効果額(①+②+③)		40		・総費用 = 事業費 + その他費用(着工時の資産価額 + 関連事業費 + 再整備費 - 評価終了時の資産価額)			
	⑧割引率		0.04					
	⑨総便益額(現在価値)		1,340					
	総費用総便益 = 総便益額 ÷ 総費用 = 1,340 ÷ 1,262 = 1.06 費用負担割合(国80%・県20%・地元0%)							
6 事業を巡る状 況の変化	①社会・経済 特になし。 ②地元・自治体 農村地域である伊平屋村では、農業を産業の柱として地域振興が図られており、農業生産基盤整備、近代化施設の導入を進め、機械化一貫体系の確立を通じた作業の効率化、省力化、農業経営の効率化、安定化が目指されている。 ③利害関係者 管理予定者である伊平屋村、受益者と調整を図りながら円滑に事業を進めている。							
7 事業の必要 性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 今回確認された浸透水について、経路によっては堤体に悪影響を及ぼす可能性を否定できないことから浸透経路を解析し、ため池機能に支障が無いか確認する必要がある。 ②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 当該事業は竣工後、湛水試験を実施し、ため池機能に支障がないことを確認できた段階で事業完了となることから、浸透水調査については湛水試験の一環として本事業で推進していく必要がある。 ③事業効果の発現状況 一部、利用開始しているため事業効果は発現されている。							
8 今後の対応・ 見通し	①事業計画等 浸透水が確認された部分について、令和3年度で詳細調査を行い、令和4年度に止水対策を実施し、完了する見通しである。 ②対住民関係 問題なし ③執行体制等 現在の組織体制で執行は可能である。							
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止							